

監事監第0626002号
平成24年6月26日

独立行政法人 福祉医療機構
理事長 長野 洋 様

独立行政法人 福祉医療機構

監事 太田 克 芳

監事 丸田 康 男



平成23事業年度 監事監査報告書 の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

平成23事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構
監事 太田 克芳
監事 丸田 康男

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監事監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度における業務及び会計監査の実施について、監査規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

I. 監査方法の概要

1. 役員会、経営企画会議、貸付審査会、契約審査会、コンプライアンス委員会等各種委員会その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ、各業務の執行状況について報告を受け、調査を実施した。
2. 平成23事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、事前に提示した質問事項に関して関係資料の提出を求め、ヒアリングを実施し、必要に応じ追加的な書面監査・実地監査等を実施するとともに、内部監査部門（監査室）と緊密な連携を図りつつ業務監査を実施した。監査結果については、役員会及び被監査部門に報告し、監事からの検討依頼事項等に対しては、別途対応状況等の報告を求めた。
3. 平成23年度事業報告書の内容について、監査を実施した。
4. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）等の会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、監査を実施した。

II. 監査結果

1. 会計監査

- (1) 財務諸表は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示していると認められた。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の運営状況を正しく示していると認められた。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

2. 業務監査

機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業（以下「経営指導事業」という。）、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）、福祉保健医療情報サービス事業（以下「WAMNET 事業」という。）、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務と、8事業及び1業務を実施しているが、国の方針及び関係法令並びに機構の諸規程等に従い、適正に業務執行がなされていると認められた。業務監査結果の概要は、以下の通りである。

なお、事業報告書は、機構の業務運営状況を正しく示していると認められた。

(1) ガバナンスについて

①統制環境の構築

機構は、平成20年10月に、機構のミッションおよび目指すべき方向性を明確化した経営理念「民間活動応援宣言」を策定している。理事長からは、「お客様目線と健全性」という二つの視点を業務遂行の判断基準とし、職員ひとりひとりが福祉・医療の専門性を高め、機構の社会的使命を果たすべく、全役職員が一体となって業務に主体的に取り組む様指示がなされている。

理事長は、毎年、年度当初の経営企画会議（平成23年度は4月1日開催）において、各年度における経営方針および重点目標・課題等について「理事長示達」として、役員、幹部職員に明示するとともに、イントラネットを通じて全職員に発信し、組織全体に周知している。各事業部は、経営理念及び「理事長示達」の実現、年度計

画等を達成するため、各年度の業務重点目標を策定している。

この重点目標は、さらに各課、個々人の目標にブレークダウンされ、各段階で目標達成に向けた工程管理がなされており、人事評価にも反映される仕組みとなっている。

各事業の状況は、原則毎月二回開催される経営企画会議において、各部長等から業務の現状、重点目標の進捗状況、課題等が報告され管理されており、重要事項の審議については、理事長による迅速・的確な指示、経営判断がなされている。また、当該会議資料及び「理事長所感」（理事長の経営姿勢やビジョン等）は、イントラネットを通じて発信され、組織内の情報共有が図られている。

また、東日本大震災を契機として、理事長の指示により、平成 23 年 4 月、役員間の情報の共有化及び問題意識の統一を図り、直面する重要課題等に迅速かつ的確に対応するため、新たに役員連絡会を毎週開催することとし、更なるトップマネジメント機能の強化を図っている。

上記の通り、経営理念、理事長の経営方針・意向等を、組織全体に周知徹底する統制環境が構築されており、理事長によるガバナンスが有効に機能していると認められる。

②法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備

機構は、平成 15 年 10 月に「役職員倫理規定」を制定し、法令等を遵守した適切な業務運営に努めてきたが、より一層のコンプライアンスを強化する観点から、平成 22 年 4 月に「法令等の遵守に関する規程」を制定し、法令等遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、同年 12 月には内部通報制度を整備している。

また、個人情報を中心とした情報管理については、法令等により適正な管理が求められていることを踏まえ、平成 17 年 3 月「個人情報管理規程」を制定し、平成 19 年 3 月に個人情報管理委員会を設置している。システム関連の情報セキュリティ対策に関しては、平成 16 年 12 月に情報セキュリティに関する規程、基本方針及び対策基準を制定し、外部記録媒体の適切な保管、情報漏えい対策ソフトの導入、CD 等の記憶媒体への書込み制限などの措置を講じている。

平成 23 年度は、4 月に「個人情報保護マニュアル」を改訂し、個人情報保護方針を策定のうえ、ホームページに公表するとともに、全職員に対し e-ラーニング形式を活用した情報セキュリティ研修を継

続的に実施し、個人情報保護の徹底に努めている。

また、反社会的勢力との関係を遮断・排除する方針を明確化するため、「反社会的勢力に対する取扱細則」を制定した。

平成 23 年度において、法令・規程等に違反する重大な事実、大量情報漏えい及び内部通報事案等は発生していない。

しかしながら、依然として郵便物の誤郵送・紛失、誤 F A X 等の人的ミスによる軽微な個人情報の漏えいが報告されており、また、内部監査においても、情報重要物の机上放置、ロッカーの未施錠等が発見されていることから、個人情報保護の重要性について、引き続き職員全員への周知啓蒙を図っていくことが必要である。

③リスク管理態勢の整備

機構は、平成 21 年 10 月に「リスク管理・危機管理基本方針」を制定の上、リスク管理委員会を設置し、平成 22 年 3 月に業務上想定される各種リスク（信用リスク、事務リスク、市場関連リスク、システムリスク等）の洗い出しと評価及び対応方針等を明確化した「リスク対応計画」を策定している。

「リスク対応計画」については、平成 22 年 10 月のリスク管理委員会で対応状況を中間報告し、平成 23 年 11 月の同委員会にて、平成 22 年度自己評価結果を報告の上、計画の見直し・改善等を実施している。

優先対応リスクと位置づけた業務継続リスクについては、平成 23 年 2 月に「事業継続計画」、「災害時行動マニュアル」を制定し、地震等の大規模災害時における職員の行動ルール、安否確認ルール、優先継続業務の選定、復旧目標時間等を定めた。

また、東日本大震災時の経験を踏まえ、平成 23 年 11 月に「事業継続計画」の見直しを実施し、12 月に役職員全員を対象とした研修を開催、平成 24 年 3 月には、大規模地震発生を想定した模擬訓練を実施し、着実に「事業継続計画」の実効性向上を図っている。

上記の通り、機構は、リスク管理態勢の整備を順次進めてきているが、平成 24 年 1 月に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、平成 26 年 4 月の新たな法人制度移行後に、金融庁検査の導入が方向付けられたことから、平成 24 年 4 月にリスク統括部署として総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、組織横断的な金融庁検査準備室を設置し、金融検査マニュアルに準拠したリスク管理態勢整備に向けた準備を開始している。

(2) 適切な業務運営と業務効率化への取組みについて

①中期目標（中期・年度計画）の達成状況について

機構は、上述した理事長を中心としたガバナンス体制及び経営企画会議等を活用した適切なトップマネジメントのもとで、各事業とも、政策実施機関として求められる役割を十分に発揮していることが認められ、平成23年度についても、中期目標（含む数値目標）を中期・年度計画に沿って、概ね計画通り達成している。

しかしながら、中期目標の数値目標のうち、福祉医療貸付のリスク管理債権比率については、機構全体として最重要課題のひとつと位置付け改善に取り組んでいるが、平成23年3月に東日本大震災が発生したこと、また、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、政策金融機関として経営の厳しい貸付先からの貸出条件変更の相談に積極的に対応してきたこと等を要因として、数値目標1.56%に対し平成23年度末のリスク管理債権比率は3.16%（前年比+0.49%）となり引続き目標未達の状況にある。

なお、特殊要因である東日本大震災分の0.72%を除いた比率は、2.44%と前年度末と比較し▲0.23%の低下となっている。

また、扶養保険資金の運用については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険資産運用委員会」の議を経て策定した基本ポートフォリオに基づき運用を実施しているが、平成23年度年間の運用利回りは、年度後半のマーケット環境の好転により2.52%まで回復し、資産ごとのベンチマーク収益率も概ね確保したものの、中期期間目標である2.8%には達していない。

②業務改善・効率化への具体的取組み

機構では、業務管理の充実および効率的な業務運営を図るため、平成17年度にISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下QMS）を導入し運用している。平成23年度は、監査機能の高度化及び効率化を図るため、QMS内部監査と旧監査室検査を統合のうえ、全部署を対象に実施し、業務上の課題・事務リスク等を抽出し改善提案を行い、フォローアップしていく是正・予防処置活動の充実に努め、継続的な業務改善・効率化を図っており、QMS運用によるPDCAサイクルが有効に機能していることが認められる。

なお、平成23年度の審査登録機関による定期審査においても「非常に高いQMSが構築されている」との高い評価を得ている。

また、顧客等から広く意見、要望等を収集する「お客さまの声」制

度（平成 22 年 7 月創設）や職員からの意見・提案制度である「改善アイデア提案制度」（平成 19 年 7 月創設）及び「職員意見箱制度」（平成 22 年 6 月創設）等も活用し業務改善に取り組んできている。なお、「改善アイデア提案制度」及び「職員意見箱制度」を平成 24 年 1 月に「意見提案箱制度」に統合し、職員からの意見・提案がより一層経営陣に届く仕組みへ変更している。

業務運営体制については、平成 23 年 4 月の組織改正において、管理部門の総務部、企画指導部及び情報システム部の統合・再編、大阪支店の管理部門の廃止、助成事業部支援課と評価課の統合を行うとともに、顧客サポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合し顧客業務部を新設した。さらに、平成 24 年 4 月の組織改正において、共済部計画課と給付課の統合、年金貸付部年金業務課と住宅債権課を統合するなど、継続した組織のスリム化による業務運営体制の効率化を図っている。

③「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「見直しの基本方針」という）への対応状況

ア. 不用資産の国庫返納等へ取り組み

保有資産の見直しについては、中期計画に基づき、公庫総合運動場（平成 24 年 1 月 30 日付）及び千里山田宿舍（平成 24 年 3 月 30 日付）を平成 23 年度中に国庫納付（現物納付）した。宝塚宿舍及び川西宿舍においては、近隣住民との境界確定協議が整わず、現物納付が困難となったため、急遽、金銭納付を行うこととし、平成 24 年 3 月に一般競争入札を行い落札したことから、平成 24 年度中に国庫納付する予定である。また、その他の東久留米宿舍、小金井宿舍他の宿舍については、入居者に対し、平成 24 年度中の退去を促す説明会を実施するなど、「見直しの基本方針」に基づき国庫納付すべく適切に手続きを進めていることが認められる。

また、長寿・子育て・障害者基金に係る利益剰余金 2,329 百万円についても、平成 24 年 1 月 13 日に国庫納付している。

イ. 契約の透明性・競争性向上への取り組み

機構は、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づき、競争性のない随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、少額随意契約を除く調達にあたっては、契約方式の妥当性、調達仕様書の内容等について、経理担当役員、総務企画

部長、経理部長等に、監事をオブザーバーとする「契約審査会」で厳格にチェックし審議を行う体制としている。

平成 23 年度の随意契約は、「随意契約等見直し計画」の基準となる平成 20 年度の 22 件（28.2%）から、大阪支店事務所賃貸借契約の更改等、随意契約とならざるを得ない事情が明白な 6 件（7.7%）にまで縮減し計画を達成している。

一方、一般競争入札等の「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策として、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」での意見も踏まえ、公告期間の長期化、入札資格要件の緩和、調達仕様書の改善等の方策を講じ、競争性の一層の確保に取り組んでいる。

また、「契約監視委員会」を平成 24 年 2 月に開催し、平成 23 年度（平成 23 年 1 月～12 月）締結契約の内容、妥当性等について点検を受けている。

「契約監視委員会」での議論にもあるが、「1 者応札・1 者応募」が散見されるシステムの運用保守・改修の調達については、システムリスク等を十分勘案しつつ、長期的な視点に立った抜本的な対応策の検討が課題である。

ウ. 人件費の適正化への取組み

機構は、平成 16 年度に全職員の昇給を停止し、その後も、組織のスリム化、業務効率化等による常勤職員の抑制、管理職ポストの削減に努めるとともに、管理職層を中心とした本俸基準表の引き下げ等を継続して実施し、基準年度である平成 17 年度との比較で、削減目標を上回る▲14.5%の人件費を削減している。

一方、機構の給与水準については、在勤地が大都市圏であること、大学卒以上の比率が高いこと、常勤職員数 250 人程度で 8 事業・1 業務を実施し管理職の比率が高い等の要因もあり、年齢・地域・学歴差等を勘案した対国家公務員指数は、逡減傾向にあるものの、平成 23 年度の同指数は 101.5 ポイント（対前年比▲0.7 ポイント）となっている。機構としては、平成 24 年度には概ね 100 ポイントとなる様、更なる対策を検討している。

エ. 利用者サービス向上への取組み

平成 23 年度は、福祉医療貸付において、承認権限の移譲、書面決裁の拡大等の審査業務の効率化により、借入申込みの受理から貸付内定通知までの審査期間は、中期目標 30 日以内に対し、福祉貸付が 27.8

日（前年度 33.7 日）、医療貸付が 21.1 日（前年度 22.0 日）まで短縮を図っており、借入申込書類の簡素化については、申請書類の削減・一元化及び一部電子化等により、福祉貸付で 30%以上、医療貸付で 5%以上の簡素化を図った。また、福祉・医療貸付ともに、利用者に対し事業計画の早い段階からの的確なアドバイスを行う等の融資相談・コンサルタント機能の強化に努めており、利用者サービスの更なる向上に取り組んでいる。

退職手当共済事業では、平成 23 年度に、電子届出システムの操作性向上のため、施設・職員情報の照会機能や加入要件の確認機能を追加するなどの改善を図るとともに、退職手当金請求時の住民票記載事項証明書の提出を不要とするなど、共済契約者の利便性の向上、事務負担軽減を図っている。また、退職手当支給に係る事務処理の見直し、効率化等により、平成 23 年度の平均処理期間は 35.4 日（中期目標 75 日以内）と大幅に短縮している。

オ. 事業の縮小、廃止等への取組み

経営指導事業については、「民間と競合する業務を廃止」することとされたことから、民間セミナーの内容・動向等を幅広く調査するとともに、WAMNET 利用機関へのアンケートや民間コンサルタントへのヒアリング等を踏まえ、平成 23 年度は、各種経営セミナーについて、機構の独自性や付加価値を発揮できるテーマ設定とし、機構役職員の登壇機会も増やし、施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや施設の機能強化に資する情報等に重点を置いた内容に見直しを行った。

WAMNET 事業については、「国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止」することとされたことから、平成 23 年 4 月から国と重複する行政情報及び民間と競合する Wamnet プラス（福祉用具・機器情報等を掲載）を廃止し、事業規模の縮減を実施した。なお、掲載を廃止した行政情報については、厚生労働省 HP の資料掲載ページへのリンクにより利用者の利便性に配慮した措置を講じている。

年金担保貸付事業及び労災年金担保事業については、「十分な代替措置を講じた上で本事業は廃止」することとされたことから、機構はこの趣旨に従い、現行制度における事業規模の縮減を図るため、厚生労働省及び関係団体等と協議の上、平成 23 年 12 月、貸付限度額の引下げ、返済額の上限設定、資金用途区分の変更、生活保護に関する利用制限強化等の制度取扱変更を実施し、利用者にとって必要な資金を貸

し付け、無理のない返済とするための一層の措置を講じた。平成 24 年 1 月以降の貸付申込件数・金額の推移は、前年比較で 20%内外の減少となっており、「見直しの基本方針」の趣旨に沿った結果となっている。厚生労働省は、平成 24 年度以降、平成 23 年度の制度取扱変更の効果・影響等を検証し、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行うこととしている。

④ 「業務・システム最適化計画」に基づく対応状況

機構は、国の業務・システム最適化指針を踏まえ、平成 20 年 2 月に「業務・システム最適化計画」を策定し、同年 4 月に、同計画を着実に実施するため、平成 20 年度を初年度とする情報化推進計画（5ヶ年計画）をスタートさせている。

毎年度の情報化推進計画について、情報システム委員会において前年度実績の分析・評価等を含め審議のうえ、経営企画会議で承認を得て実施する体制を整え、業務効率化及びシステムコスト削減等の業務・システムの最適化に努めている。

平成 23 年度については、WAMNET 事業について、上述した通り「見直しの基本方針」に基づき、平成 23 年 4 月から国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラスの掲載を廃止した。

退職手当共済事業、年金担保貸付・労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達に際して、サービスレベルの設定を行うなどの調達仕様書の改善により、約 10 百万円のコスト削減を図った。

また、各事業部単位で保有している顧客情報を、組織横断的に一元管理することにより、業務効率化及び顧客管理・顧客サービスの向上を図るため、「顧客管理システム」の運用を開始した。

一方、情報化推進及び情報システム運用・管理の向上を図るため、情報管理担当部署員が外部研修を 19 回受講し、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を 21 回実施するなど、職員の IT リテラシー向上に努め、内部人材の全体的なレベルアップを図っている。

(3) 東日本大震災への組織的な対応

機構は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に対し、理事長の強いリーダーシップの下、被災地訪問及び福祉医療関係団体との意見交換会

等により被災者ニーズの把握に努め、経営企画会議に加え、新たに役員全員と関係部署による役員連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化、問題意識の統一を図るなか、迅速且つ的確な対応方針を決定し、組織を挙げて被災者支援を実施した。

具体的な対応として、各部門に専用回線（フリー・ダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日を含め返済猶予や新規融資に係る相談に応ずる体制を整え、福祉医療貸付においては、年間を通して被災地での個別融資相談会（福祉貸付：10回 個別相談137件、医療貸付：9回 個別相談95件）を開催し被災者ニーズの把握に努めた。

貸付関連事業の福祉医療貸付、年金担保貸付、承継年金住宅融資において、既往貸付の返済猶予、貸付条件の緩和を行うとともに、福祉医療貸付では、貸付限度額、貸付利率及び償還期限等の優遇措置を講じた災害復旧貸付（福祉貸付：108件 7,617百万円、医療貸付：412件 21,266百万円）を創設する等の被災者支援を実施した。

その他の事業の対応として、退職手当共済、心身障害者扶養保険においては、掛金、保険料の納付期限の猶予を実施し、社会福祉振興助成事業において、被災地におけるNPO法人等の被災者支援事業に重点的に助成を実施した。

また、平成23年8月には、貸付関係部を中心に組織横断的な東日本大震災プロジェクトチームを設置し、金融庁、民間及び政府金融機関等の動向把握に努め、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」、二重債務問題、「東日本大震災再生支援機構」等の重要事項への機構としての対応について継続した検討を実施している。

（4）信用リスク管理の充実とリスク管理債権縮減への取組み

機構は、主要業務である福祉医療貸付事業に加え、年金担保貸付事業や承継年金住宅融資等債権管理回収業務等も実施していることから、貸付債権の信用リスク管理の充実を機構全体の最重要課題のひとつと位置付け適切に取り組んでいる。

機構は、金融庁の検査対象外であり、金融検査マニュアルに基づく自己査定は求められていないが、信用リスク管理向上の観点から、全貸出先に対し金融検査マニュアルに準じた自己査定を実施し、適正な償却・引当の実施に努めている。自己査定結果については、より正確性を期すため、会計監査人との監査契約のなかで会計監査人に検証を義務付けている。

自己査定については、将来的に金融庁検査を受検した場合、実態財務諸

表分析や二次査定の実施などが求められる可能性もあり、実施人員を含めた自己査定体制の再整備が課題となる。

また、中期目標の数値目標が示されている福祉医療貸付のリスク管理債権比率の動向等については、経営陣に対し、毎月の経営企画会議において報告され、詳細なリスク管理債権の発生要因分析、個別案件の処理状況、処理方針等については、四半期毎に開催される特殊債権処理状況報告会において、報告・協議される体制となっている。

リスク管理債権の縮減に向けた対応としては、債権管理部門と経営支援部門が同行して既貸付先のフォローアップ実地調査を実施したり、債権管理部門によるリスク管理債権の発生要因分析を、貸付部門へフィードバックし貸付審査に活用するなど、関係部門が連携してリスク管理債権の未然防止に取り組んでいる。加えて、貸出条件緩和の承認にあたっては、再建計画の妥当性等を慎重に検討するため、原則として、「貸出条件緩和債権検討会」に諮っており、総じて、妥当な判断がなされていると認められる。

年金担保貸付制度は、法令に基づく特別措置として年金受給権を担保とし、且つ大半が「財団法人 年金融資福祉サービス協会」の債務保証が付与されており、貸し倒れ等による回収リスクは極小化されているが、借入者の死亡等による年金受給権の消滅等の要因により、返済が困難となる債権が発生する。機構では、この延滞債権を「事故口債権」として厳格に管理し、受託金融機関との間で代位弁済手続き等に関する指示・報告ルール等を明確に定め、早期回収・処理に努めている。

承継年金住宅融資の管理回収業務では、転貸民法法人の収支・財務状況等の分析を定期的実施し、必要があればヒアリング等も加え返済能力を検証している。また、保証会社についても、財務分析、格付け等を調査し保証能力を検証している。転貸民法法人における短期延滞債権の管理・督促等の徹底については、個別法人に対し、ヒアリングおよび管理徹底の要請等を行うとともに、年金福祉協会全国協議会系の13法人に対し、専門員を派遣して延滞債権の早期解消を図っている。

以 上